

生活のすすめ

長岡第二中学校
生徒指導部通信
令和4年7月19日

スマホ・タブレット・パソコンなどを正しく使おう！

みなさんはパソコンやスマートフォンやタブレット端末を使っていますか。それらを便利に利用して快適に生活を送っている人もいるかと思います。便利なあまり、その危険性を知らずに使ってしまうと、相手のことを傷つけてしまうだけでなく、自分自身も損をしてしまう恐れがあります。「そんなん、何回も聞いているし、知っているから大丈夫！」と思っていなくても、いざというときに正しい判断ができないことがあります。

みなさんの中には、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用している人がたくさんいると思います。有名なSNSは、LINE、Twitter、Instagram、Tiktokなどです。親しい友人や共通の趣味を持った人たちと気軽に交流できる非常に便利なツールです。そのようなSNSに自分の動画や他人の動画をアップしている人もいると聞いています。しかし、同時に犯罪に巻き込まれたり、自ら危険な行為をしてしまったり、人生を狂わされてしまう人が続出する可能性がある危険なツールでもあります。そういったトラブルを避けるために、まずは自分で自分の身を守る努力をしなければなりません。

京都府におけるSNSによる児童生徒の被害状況においては、被害者の約9割が中高生となっています。特に14歳以下の被害者が増加し、被害が低年齢化しています。

そこで、ここではみなさんにSNS等の危険性、スマホ・タブレット・パソコンなどの使い方について確認したいと思います。

< SNS等の危険性 >

1. 個人情報の公開～犯罪被害の危険性～

名前や住所、写真や動画(スマホのGPS機能で位置情報が記録されている)など、個人情報を公開することで、ストーカー被害に遭う可能性があります。インターネットで知り合った人に会いに行くと、犯罪被害に遭うこともあります。インターネットで知り合った人には個人情報を教えない会わないことを徹底しましょう。不審なメール等は削除・無視し、しつこい時は頼れる大人に相談しましょう。

2. 悪口の書き込み・仲間外し～被害者にも、加害者にもなる～

掲示板・ブログやSNS上での悪口や誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)などの書き込みや、グループから外されるなどが起きています。これらはいじめです。悪口に関しては、事件に発展することがあります。例え名前を出していなくても、見た人が「あいつのことだ…」とわかってしまえば、立派な侮辱罪(ぶじょくざい)が成立しますし、何よりその投稿を見た人は決していい気分にはなりません。それは家族や親族のことであっても同様です。ネット上での悪口は、全校生徒の前で誰かの悪口を大声で叫ぶような行為だと考えてください。

3. プライバシーの侵害～無断で撮影・掲載で裁判も～

本人の許可なく、写真をインターネット上などに掲載することは、肖像権(しょうざうけん)の侵害となります。無断掲載や背景の人の写り込み写真などが、犯罪やトラブルにつながり、裁判になることもあります。

※肖像権…自分の顔や姿を無断で撮影され、公表されたりすることを拒否する権利

4. 自画撮り被害

友達や交際相手、インターネット上で知り合った人などから頼まれたり、おどされたりして、断り切れずに自分の姿を撮影し、送信してしまうという自画撮り被害が近年増加しています。(また、京都府下においても、児童ポルノ被害が多発しています！)

3とも関連しますが、仮に、許可を取ったとしてもその画像がどのように悪用されるかわかりません。勝手に保存されたり、加工されて悪質なサイトにアップされたりする可能性もあります。もちろん自分の写真であっても同様です。最近では街で見かけた知らない人を勝手に盗撮し、ネット上に写真をアップする行為が問題になっています。あなた自身が自分の写真・動画を勝手に撮られて、ネット上にアップされたらどんな気持ちですか。そこをよく考えてください。

5. 悪ふざけが大問題に

インターネット上に、深く考えずに悪ふざけの写真を掲載して、大きな社会問題になることがあります。そのことによって多額の損害賠償を請求されるおそれがあります。一度インターネット上に掲載した写真やデータは簡単には消えません(『デジタルタトゥー』と言われています。)。インターネット上に拡散した写真等は消えません。書き込みが周りの人に迷惑をかけたり、自分の将来に影響(就職や結婚など)を及ぼすこともあります。

<スマホ・タブレット・パソコンなどの使い方>

6. 情報を見極める

インターネット上には、正しい情報と正しくない情報(デマ)が氾濫しています。本当に正しい情報は何かを見極める必要があります。1つのサイトだけを信じるのではなく、いろいろなサイトから情報を得て判断してください。

7. 歩きスマホ

歩きスマホは、自分が事故に遭うだけでなく、他人にぶつかって相手を怪我させてしまうなど命にかかわることもある危険な行為です。歩きながらや自転車を乗りながらのゲームやスマホ・ケータイの操作は行わないことを徹底しましょう。

8. 長時間使用

インターネット利用など、スマホ・ケータイを長時間使用に注意しましょう。メッセージの返信が遅いと友だちに心配をかける・嫌われると思い、常にスマホ・ケータイが気になり、食事中や勉強中、入浴中でも手放せず、夜中まで延々と続けてしまう。これらが続くと寝不足や睡眠障害など生活習慣の乱れや 頭痛・視力低下・肩こりになりやすくなります。また、学力の低下につながる傾向にあります。これは、夜遅くまでTVゲームやオンラインゲームをしている人にも当てはまるかと思います。時間の使い方についてしっかり考えましょう。



以上、8つの項目を載せました。どれも注意すべきことですね。京都府警察本部少年サポートセンター発行の『非行防止パンフレット』には、“善悪判断4原則”というのが掲載されています。

善悪判断4原則

- ① 自分がされたら傷ついたり、困ったりしないか。
- ② 大切な人をがっかりさせないか。
- ③ 人に迷惑をかけないか。
- ④ 法律やきまりを破っていないか。

今回のSNSのことに限らず、触法行為(犯罪行為)や薬物乱用の防止の観点から大切なことです。「相手の立場に立って」正しい判断をしてください。

いよいよ1学期が終わり、夏休みに入ります。スマホやパソコンなどに触れる時間が増える人もいるかも知れません。使用しているときに善悪の判断するのはみなさん自身です。しかしながら、判断を誤るかもしれません。トラブル・心配なことがあれば、すぐに近くの保護者の方や先生や信頼できる大人に相談しましょう。近くにいない場合は下の連絡先に相談することでも構いません。相談する時期が遅れると、解決しにくいこともあります。

みなさんだけでは解決できないこともありますので、早目に相談しましょう。保護者の方も長二中の先生方も「楽しく学校生活を送って欲しい」という願いをみなさんに持っています。正しい使い方で、友達にも家族にも自分にも迷惑をかけないように楽しく健全に過ごしましょう。

困ったときの連絡先

全国の通報・相談窓口

インターネット（携帯電話利用含む）やメールによるトラブルの通報・相談窓口です。

- ◆内閣官房インターネット上の違法・有害情報対策ホームページ
（青少年を有害情報環境から守るための情報を紹介するポータルサイト）
▶ <http://www.it-anshin.go.jp/>
- ◆インターネット違法・有害情報相談センター（総務省）
（学校関係者などから違法・有害情報相談を受け付ける相談窓口）
▶ <http://www.ihaho.jp/>
- ◆法務省人権擁護局フロントページ
（人権相談を受け付けるホームページ）
▶ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- ◆インターネット・ホットラインセンター（警察庁）
（インターネット上の違法・有害情報に関する通報受付窓口）
▶ <http://www.internethotline.jp/>

京都府の通報・相談窓口

青少年のネットトラブル相談窓口『青少年ネット被害相談』

- ◆架空請求、迷惑メール、有害サイトによる被害などのネットトラブルの相談
TEL：075-605-7830 メール：seisho.net@pref.kyoto.lg.jp

ふれあい・すこやかテレフォン【毎日24時間対応】

- ◆いじめやトラブルで悩んでいたら
※京都府総合教育センター：075-612-3268 または 3301 0773-43-0390
※メール教育相談 ▶ <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
スマホ・ケータイからも相談できます。

ネットいじめ通報サイト

- ◆インターネット上でいじめ・中傷などの書き込みを発見したら
▶ http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118
スマホ・ケータイからも相談できます。

京都府警察本部（少年サポートセンター）相談窓口

非行問題や少年の犯罪被害等に関する相談を受け付けています。

- ※ヤングテレホン 075-551-7500【毎日24時間対応】
- ※メール相談 ▶ <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>
スマホ・ケータイからも相談できます。



<参考・引用パンフレット>

「家庭で話そう！～スマホ・ケータイ利用のルールとマナーについて～」

（京都府教育庁指導部学校教育課発行）

「非行防止パンフレット」

（京都府警察本部少年サポートセンター発行）